

## 第8章 結核

結核の罹患率（人口10万人対）が全国で698と非常に高かった昭和26年に「結核予防法」が定められ、本格的な結核対策が開始された。その後、医療や公衆衛生の向上に伴い、罹患率は劇的に改善されたが、昭和50年代頃よりその減少スピードに鈍りが見えはじめ、平成9年には遂に全国で罹患率が上昇に転じた。そのため、国は平成11年7月26日に「結核緊急事態宣言」を発令した。平成19年4月には、「結核予防法」が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」と言う。）」に統合され、「人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に施策を推進する。」旨の基本理念を念頭においた取り組みが求められている。この理念のもと、結核の発生動向調査、接触者健康診断による結核患者の早期発見、登録患者や家族への服薬指導を含む訪問指導、結核感染の拡大防止のための就業制限、入院勧告等を実施した。なお、当保健所の令和4年の結核新登録患者は4人であり、罹患率は3.3で、全国の8.2や岐阜県の10.1と比較して低い状態である。新規登録者は日本国籍の高齢者、外国出生者の若年者に二極化している。